

令和３年１１月１９日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年11月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年11月19日（金）午後1時30分～3時05分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	欠
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	柏 谷 孝 雄	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

5 番、蓮沼喜久雄委員

推進委員、奥川 維之委員

推進委員、安部 嘉久委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

・令和3年度農業者年金加入推進（案）について

第5 提出議案

議案第1号

現況確認証明申請について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）について

・番号1番 賃借権設定（農地中間管理事業）

第6 その他

・令和3年度農業委員・農地利用最適化推進員研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐 藤 博

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会11月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。5番、蓮沼喜久雄委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。また、推進委員の奥川維之委員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出が

ありました。なお、安部嘉久委員におかれましては、病気療養のため、3月いっぱいまでお休みしたい旨の連絡が事務局の方にあったとのことですので、お知らせしておきます。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋隆子委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、11月11日、令和3年度福島県下農業委員会大会がパルセイイざかで開催されまして、星会長、遠藤会長職務代理者、柏谷推進委員、事務局が出席しております。2番、11月16日、令和3年度農業者年金業務後期研修会、こちらはオンラインで開催されまして、事務局が参加しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会11月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、12月1日、令和3年度農業者年金加入推進セミナー、こちらはオンライン開催となっており、事務局が参加予定でございます。2番、12月2日、本県選出国會議員への要請集会及び令和3年度全国農業委員会会長代表者集会、こちらは農業会議の理事を務める農業委員会のみが出席することとなっており、それ以外の農業委員会はWEBでの参加となりますので、当日は会長がオンライン参加いたします。3番、12月15日、令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていた研修会を人数制限により開催されることとなりましたので、総会の最後に出席者等についてお話ししたいと思います。続きまして、4番、12月20日、北塩原村農業委員会総会12月定例会を集会室1・2で開催予定でございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和3年度農業者年金加入推進（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから5ページになります。協議事項、令和3年度農業者年金加入推進（案）について、説明いたします。こちらにつきましては、農業者年金基金が目標として掲げております、農業者年金『加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動』の目標達成に向けた取り組みについて、協議を行うものでございます。それでは、提出議案の4ページをご覧ください。令和3年度農業者年金加入推進方法（案）について説明いたします。

1の目的でございますが農業者年金基金は5年ごとに中期計画を策定し加入推進に取り組んでおります。中期計画に位置づけた後期運動として『加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動』が策定されましたが、令和3年7月末に加入者の累計が130,157人となりまして、目標に掲げた13万人を達成しました。しかしながら、この13万人は農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとしてより多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やしていくことが必要であるということから、基金では「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に目標を改めまして、新規加入の年間目標を設定しました。

なお、当村におきましては、年間の新規加入者1名という目標が設定されております。村内の農業者が少しでも安定した老後の生活を送るためには農業者年金の加入も重要でございますので、多くの農業者へ制度の説明が行えるよう推進活動と加入に向けた取組を実施いたします。なお、昨年度も1名の新規加入の目標が設定されておりましたが、実績としましては残念ながら新規加入者を確保することはできませんでした。加入対象者が非常に少ない中、厳しい状況ではございますが、1人でも多く加入していただけるよう、推進活動を実施していただきたいと思います。続きまして、2、加入対象者につきましては、提出議案の5ページに一覧を載せております。このリストの抽出者は、国民年金第1号被保険者で農業従事日数が60日以上の方をリストアップしております。ここで、毎年、委員の皆さんにお願いしておりますが、平成27年度より農業委員会委員選挙人名簿の登載申請が廃止されたことに伴いまして、事務局の方では把握できていない対象者も何名かいらっしゃるのではないかと

思っております。この人も該当するのではないかと、という情報は委員の皆さんの方が詳しいと思いますので、この台帳に載っていない対象者がいらっしゃいましたらその都度、ご連絡をお願いいたします。また、各委員さんには担当地区がございますが、地区によっては対象者がほとんどいない又はまったくいないという地区もございますので、農業者年金の加入推進については担当地区というものには拘らず、農業委員・推進委員の皆さんで協力して新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。なお、3番の〇〇〇さんは父親の〇〇〇さんが農業者年金の被保険者であるということもあり、息子さんにもぜひ加入させたいということで、事務局の方で戸別訪問を行いまして現在加入に向けて準備中でございます。では、4ページにお戻りください。3、加入推進体制としましては、農業委員・農地利用最適化推進委員全員で行います。4、加入推進強化月間といたしまして、11月から2月までの4ヶ月間を強化月間として設け、推進活動に力を入れていただきたいと思っています。5、推進方法としましては、本日お配りしている資料やこれまでの農業委員・推進委員研修会等で配布された資料をご自宅の方で今一度お開きいただいて、制度等についてご確認いただきたいと思っています。また、推進活動を行った際は、活動記録の用紙への記入も併せてお願いいたします。加入者普及に向けて、ご加入いただいた方などへの粗品も準備しておりますので、こちらもご活用願います。本日、粗品の方は皆さんにお一つずつお配りしておりますが、加入推進の状況により足りない場合は事務局までご連絡ください。資料や粗品を活用していただきながら個別訪問に取り組み、これまでの旧農業者年金との違いである財政破綻がないことや新農業者年金におけるメリット等について、説明に力を入れていただきたいと思っています。続きまして、6、説明する内容としまして、①新農業者年金制度の説明等についてですが、20歳以上60歳未満の年間60日以上農業に従事する方で、国民年金の第1号被保険者の方ならどなたでも加入することができること。なお、この年間60日以上というのは自己申告となります。また、この度、農業者年金の制度改正がありまして、令和4年度からは国民年金の任意加入者に限り65歳まで加入できるようになります。続いて、保険料の額は、月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、経営状況に合わせていつでも変更することができること。35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす方は1万円からでも加入できるようになります。こちらも令和4年度からです。続いて、年金は、終身年金のため生涯受給ができるということ。（ ）の80歳までの保証があるというのは80歳まで年金がもらえるという意味ではなく、仮に80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳到達月まで受け取れるはずであった額が死亡一時金として遺族に支給されるという保証がついているということでございます。次に、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となるため節税効果があること。要件を満たせば国の助成が受けられることなどを中心に説明願います。②、年金額の試算については、納付した保険料と運用益を足した額に年金原価率をわって算定をすることができます。基金のホームページで簡単に年金額のシミュレーションができますので、そのことも一緒にご説明いただ

ければと思います。また、本日お配りしている「農業者年金と加入推進」という厚い方の冊子の16ページと17ページにも受給見込額が載っておりますので、こちらも参考にしてください。続きまして③、加入したいという方がいた場合は、農業者年金の加入申込書と国民年金の付加保険料届出書の提出が必要となります。国民年金付加保険料については、月額400円納付することとなりますが、メリットとしましては、2年以上の年金の受給で納付した保険料の元が取れるので、大変お徳なものとなります。④、農業者の意見や意思などを個別訪問により確認した際に各自、記録いただき活動状況を残していただきたいと思います。繰り返しになりますが、農業者年金の加入推進にあたっては、担当地区に拘らずに農業委員・推進委員の皆さんで互いに協力し合っていただき、推進活動に取り組んでいただければと思います。中には1人で戸別訪問などをするのが不安だという委員さんもいらっしゃると思います。その場合は、近くの委員さんや加入推進部長でもあります、会長、事務局などに声をかけていただいて、2人体制で戸別訪問を実施してみるのもいいのかなと思います。対象者が非常に少ない中、さらにその対象者も年々減っているという大変厳しい状況ではございますが、農業者年金の加入推進は農業委員会の業務の1つでございますので、ご協力よろしくお願いいたします。最後になりますが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、戸別訪問をする際は必ずマスクを着用するなど、各自対応をお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和3年11月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で令和3年度農業者年金加入推進（案）についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員、五十嵐好則委員

国の補助ってどんな補助があるの。

○事務局

60歳までに20年以上加入が見込まれる方で、認定農業者で青色申告者等の要件を満たしていれば、34歳までは2万円のうちの半分、35歳から39歳までは6千円の補助を受けることができます。35歳以降に加入した場合でも最長10年間は補助を受けられます。ただ、国庫補助分の年金を受給するには、農業経営から引退（経営継承等）する必要があります。

○議長

その他、質問等はありませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の(案)については、消していただきたいと思います。以上で、令和3年度農業者年金加入推進について終了するとともに、協議内容の通り加入推進を実施することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。今月は2件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、東京都〇〇区在住の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇1074番2453、登記は畑、現況は原野、面積827㎡の1筆でございます。3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過については、母が申請農地をペンション敷地とするために、昭和59年7月6日付けで福島県知事より農地転用の許可を受けておりましたが、事情により事業を執行できなくなってしまいました。転用目的で土地を取得したため、約37年間農地として活用したことは一度もなく原野化してしまい、現在に至ります。昨年母が亡くなり、私が申請農地を相続しましたが、遠方(東京都)在住のため、今後も農地として活用することはできませんとのことでございます。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約37年以上耕作されておらず、原野と判断しました。また、土地の状況等も悪く、申請人は東京都在住であるということから、今後も畑として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして現況確認者の二瓶睦夫委員、小椋隆子委員、星源嗣委員、小椋功委員の4名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、7ページに申請地位置図、8ページに申請箇所図、9ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和3年11月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について、意見を願います。

○4番、二瓶睦夫委員

はい。11月15日の午後、雨の降る中、現地調査に行つてまいりました。どこがどこだか分からないくらいの雑草と雑木の多さで、これを農地に戻すのは不可能だと判断しましたので、この件については許可相当だと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、1番、小椋隆子委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員

はい。睦夫委員のおっしゃるとおり、現状はひどい状態で水も溜まっていて、とても農地に戻るとは考えられませんでしたので、許可相当だと思います。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、小椋功委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、小椋功委員

はい。お二人がおっしゃるとおりで、農地に戻せる状況ではございませんでしたので、証明の可否については、可と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員、佐藤誠一委員

〇〇〇さんの周りの〇〇〇さんの農地も同じ状態なんですか。

○議長

同じような状況です。

○推進委員、佐藤誠一委員

一応、畑とはなっているけども、なるほどな。

○4番、二瓶睦夫委員

畑なんていう感じじゃなかったな。雑木林。

○議長

周りの農地と境目も分からないような状況でした。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号、番号1番について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、番号1番の現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第1号、番号2番の現況確認証明申請について説明いたします。1、申請人の方は、〇〇〇さん、大字桧原字〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字曾原山1096番190、登記は畑、現況は宅地、面積477㎡の1筆でございます。3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過については、隣家が30年程前に家を建築する際、誤って申請農地に一部はみ出して建築してしまいました。屋根の雪が落下する部分までは耕作しなかったため、荒廃してしまいました。また、残りの土地は、両親が離農してから20年以上耕作せずに駐車場として使用していたため、土地がきわめて硬く耕作不能となりましたとのことでございます。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は境界を示すための杭もさせないほど地面が硬くなっており、約20年以上前から駐車場として使用していたということから宅地と判断しました。また、申請人は非農家であり、今後も畑として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして現況確認者の二瓶睦夫委員、小椋隆子委員、星源嗣委員、小椋功委員の4名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、7ページに申請地位置図、8ページに申請箇所図、9ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和3年11月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○4番、二瓶睦夫委員

はい。同じく、15日の午後に調査を行いました。場所は〇〇〇〇の駐車場のような状態になっており、土も非常に硬くこれはもう農地には戻せないよねということで、この案件についても許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、1番、小椋隆子委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員

特にありません。そのとおりだと思いました。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、小椋功委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、小椋功委員

はい。私も特に追加することはございません。

○議長

ありがとうございました。私も調査に行ったんですけども、境界がどこだか所有者も分からなくなっている状況でした。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○6番、遠藤俊一委員

これは〇〇〇さんの土地なんだべ。

○議長

そうです。〇〇〇さんの土地なんですが、隣の〇〇〇さんが建物を建てる時に境界を越えて建ててしまったのではないかということでした。それで、調査当日は境界も分からないということでしたので、明確な境界を表示してもらうようお話しして、後日、14ページの写真にあるとおり、巻き尺を引っ張って境界を表示してもらったわけです。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号、番号2番について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、番号2番の現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業による利用権設定）について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いし

ます。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（一括方式）の作成について承認を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社、福島市中町に事務所がございます。続いて、機構から借受人への転貸でございますが、利用権を設定する者は、公益財団法人福島県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地は、北山字〇〇45番、地目 田、面積3,011㎡の外、こちらに記載の田、全部で7筆、面積の合計は13,647㎡でございます。3、利用権の設定内容としまして、内容（利用目的）は、水田として利用。権利の存続期間は、令和3年11月23日から令和13年12月31日までの10年間、賃借料の額は218,352円、1反当たりになおしますと16,000円、利用権の種類は、賃借権となります。4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては、特にございません。申請地位置図、申請箇所図につきましては、16ページから18ページに載せておりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。なお、この事業の1番のメリットでありました、出し手の方に対して支払われる「経営転換協力金」ですが、これまでどおり支払われるのは今年度までとなり、令和4年度からは、地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付されるほか、交付単価及び上限額も減少され、令和6年度以降は完全に廃止となる予定でございます。上記のとおり提出いたします。令和3年11月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号の農地中間管理事業による利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画（農地中間管理事業による利用権設定）について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

（農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について）

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

（米価下落における村の対応について）

（早稲沢地区の畑（トウモロコシ）の状況について）

（鳥獣対策について）

○事務局長

その他、何かございますでしょうか。

○委員

（なしの声）

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日
北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)